

Ⅱ 兵庫県栄養塩類管理計画(案)への附帯意見

兵庫県は豊かで美しい里海の再生を実現するため、2019年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、海域における栄養塩類の「望ましい濃度」を全国で初めて設定するなど様々な取組を実施しているが、これらの取組は必ずしも県民への十分な周知がなされていない。

また、事前評価において、大阪湾（ハ）、播磨海域（イ）、播磨海域（二）、播磨灘北西部、淡路島西部・南部の海域では、栄養塩類増加措置実施後も全窒素濃度が水質目標値に達していない。これらの海域での水質目標値の達成には、さらなる栄養塩類供給方策が不可欠であることから、栄養塩類の適正な管理に関し、今後、以下の事項を検討すること。

<検討事項>

- 1 栄養塩類の現状や課題について、県民の理解を深める取組を実施すること
- 2 水質の状況についての調査・分析・評価を踏まえ、栄養塩類増加措置実施者に位置づける工場・事業場を追加すること
- 3 その他の栄養塩類供給方策についても、関係機関と協力し調査及び研究を進め、定量的な効果等を把握したうえで、本格的な実施に向けて検討すること